

肉用牛導入資金保証事業実施要領

制定 平成 23 年 4 月 15 日付け 23 日畜協第 37 号
平成 23 年 4 月 15 日付け 23 日農畜機第 226 号承認制定
一部改正 平成 24 年 5 月 11 日付け 24 日畜協第 56 号
平成 24 年 5 月 11 日付け 24 農畜機第 657 号承認
一部改正 平成 25 年 5 月 7 日付け 25 日畜協第 78 号
平成 25 年 5 月 7 日付け 25 農畜機第 528 号承認
一部改正 平成 26 年 4 月 24 日付け 26 日畜協第 58 号
平成 26 年 4 月 24 日付け 26 農畜機第 341 号承認
一部改正 平成 27 年 3 月 12 日付け 27 日畜協第 26 号
平成 27 年 3 月 12 日付け 26 農畜機第 5376 号承認
一部改正 平成 27 年 4 月 27 日付け 27 日畜協第 55 号
平成 27 年 4 月 27 日付け 27 農畜機第 298 号承認
一部改正 平成 28 年 4 月 28 日付け 28 日畜協第 65 号
平成 28 年 4 月 15 日付け 28 農畜機第 242 号承認
一部改正 平成 29 年 4 月 11 日付け 29 日畜協第 65 号
平成 29 年 4 月 11 日付け 29 農畜機第 200 号承認
一部改正 平成 30 年 4 月 11 日付け 30 日畜協第 76 号
平成 30 年 4 月 11 日付け 30 農畜機第 172 号承認

一般社団法人日本家畜商協会（以下「協会」という。）は、「肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添 5 の肉用牛導入支援事業」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農畜機第 4380 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、家畜商組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の拠出金等により預託牛導入保証積立預り金（以下「積立金」という。）を造成し、家畜商組合が肉用子牛及び経産牛（妊娠牛を含む。以下「肉用子牛等」という。）の導入資金を金融機関から借り入れる際の債務の保証及びその保証債務の代位弁済を実施するものとする。

なお、協会が代位弁済を行う場合は、別表 1 に定める割合により独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受け、実施するものとする。

本事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、畜産産業振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）、畜産産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5376 号）、実施要綱及び一般社団法人日本家畜商協会業務方法書（平成 26 年 3 月 20 日協会理事会承認。以下「業務方法書」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによるものとする。

なお、業務方法書各条中「被保証資格会員」は「家畜商組合」と、「保証する債務」は「積立金により保証する債務」と、第 28 条中「定款第 4 条第 1 項第 1 号」とあるのは「第 1」と、第 36 条中「基本財産又は普通財産」とあるのは「積立金」と読み替えるものとする。

第1 事業の内容

協会は、家畜商組合が実施する肉用子牛等の導入のために必要な資金（以下「対象資金」という。）に係る債務の保証及びその保証債務の代位弁済に充てるための積立金を造成し、管理運用するものとする。

第2 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成30年度とする。

ただし、第1の保証債務期間は、家畜商組合が最後の借入れを行った日から36か月以内とする。

第3 事業の推進指導等

協会は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、家畜商組合との連携に努め、この事業の円滑な実施を図るものとする。

第4 積立金の造成及び管理運用

1 積立金の造成

- (1) 協会は、この事業の実施に当たり、あらかじめ家畜商組合の拠出金等をもって積立金を造成するものとする。
- (2) 協会は、積立金の運用により生じた果実、求償権回収資金のうち協会に属する部分及び対象資金に係る保証料は積立金に繰り入れるものとする。

2 積立金の経理処理

協会は、積立金を他の勘定と区分して適正に経理するものとする。

3 積立金の取崩し

協会は、次に掲げる場合を除き、積立金を取り崩してはならないものとする。

- (1) 第1に規定する対象資金に係る保証債務の代位弁済に要する経費に充てる場合
- (2) 積立金の運用により生じる果実に相当する額及び債務の保証に係る保証料の範囲内で支出する対象資金に係る債務の保証業務及び債務保証に関連する事業に必要な経費に充てる場合
- (3) 家畜商組合等が協会から脱退する場合又は家畜商組合等が一般社団法人日本家畜商協会会長（以下「協会会長」という。）の承認を経てやむを得ず積立金への拠出額等を減額する場合

- 4 協会は、対象資金に係る債務の保証業務終了後、積立金に残額が生じた場合、その残額を家畜商組合等に返還するものとする。

第5 債務の保証

1 被保証人の資格

協会の積立金による債務保証を受けることのできる者は、業務方法書第3条に規定する者であって、かつ、第1に規定する対象資金を協会の指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）から借入れを行う協会の会員とする。

2 保証債務の範囲

協会が積立金により保証する債務は、家畜商組合が資金の借入期間が3年以内の対象資金を指定金融機関から借り入れることにより、当該指定金融機関に対して負担する債務に100分の90を乗じて得た額の範囲とする。

3 保証金額の最高限度

- (1) 協会が積立金により保証する債務の金額の残高の合計額は、業務方法書第6条の規定にかかわらず、第4の1に係る家畜商組合、都道府県及び協会の拠出金等の額の合計額の20倍相当額を超えてはならない。
- (2) 協会の一家畜商組合についての保証に係る債務の金額の残高の合計額は、業務方法書第7条の規定にかかわらず、当該家畜商組合の第4の1に係る拠出金等の額（当該拠出金等の額には当該家畜商組合の所在する都道府県の拠出金等を含めることができるものとする。ただし、当該都道府県内に複数の家畜商組合がある場合、当該家畜商組合の額に含めることのできる都道府県の拠出金等は、それぞれの家畜商組合の拠出金等の額の割合により算出した額とする。）及び業務方法書第7条第1項の払込済入会預り金の額（ただし、前記2以外の資金に係る債務保証を受けている場合は、当該債務保証残高に対応する拠出金等の額を控除した額）との合計額の20倍に相当する額の範囲内とする。

4 債務保証の実施

(1) 債務保証の申込み

協会は、指定金融機関から対象資金の貸付けを受けようとする家畜商組合の依頼によって、当該債務の保証を行う。

(2) 基本契約書の締結

協会は、この実施要領によって事業を運営するため、別に定める基本契約書を指定金融機関と締結するものとする。

(3) 申込み手続き

協会に債務保証を依頼しようとする家畜商組合は、指定金融機関を經由して、協会に債務保証依頼書（別紙様式（該当様式番号は、契約形態に応じて別表2のとおり。以下同じ。））を提出するものとする。

その際、協会の債務保証によって貸付をしようとする指定金融機関は、協会に調査意見書を付した債務保証協議書（別紙様式）を提出するものとする。

(4) 債務保証の承諾

協会は、家畜商組合から提出された債務保証依頼書及び指定金融機関からの債務保証協議書を審査し、債務保証を承諾するときは、保証を依頼した家畜商組合に債務保証承諾書（別紙様式）を交付し、かつ、指定金融機関に債務保証書（別紙様式）を交付するものとする。

(5) 貸付の報告

指定金融機関は、協会の債務保証書を受領後、期日以内に遅滞なく貸付を実行した場合は、貸付報告書（別紙様式）を協会に提出するものとする。

(6) 肉用子牛等購入実績等の報告

家畜商組合は、協会の債務保証に係る肉用子牛等を購入した場合は、遅滞なく肉用子牛等購入実績報告書（別紙様式）を協会に提出するものとする。

(7) 債務保証内容の変更

家畜商組合は、協会の債務保証に係る債務の弁済期限等の内容を変更し、引き続き債務保証を受けようとする場合は、当初の弁済期限までに、指定金融機関を經由して、債務保証内容変更願書（別紙様式）を協会に提出するものとする。

その際、指定金融機関は、変更することが適当と認めた場合は、債務保証内容変更願書に債務保証内容変更協議書（別紙様式）を添付して協会に提出するものとする。

（８）債務保証内容変更の承諾

協会は、家畜商組合から提出された債務保証内容変更願書及び指定金融機関からの債務保証内容変更協議書を審査し、債務保証内容の変更を承諾するときは、債務保証内容変更承諾書（別紙様式）を家畜商組合に交付し、債務保証内容変更書（別紙様式）を指定金融機関に交付するものとする。

第6 保証債務の代位弁済

1 代位弁済の実施

（１）協会は、家畜商組合が協会の保証にかかる債務の弁済期限到来の日又は期限の利益を失った日においても、その債務の全部又は一部を履行しない場合は、指定金融機関に対し、債権の取り立てをさせるものとする。

この場合において指定金融機関は、協会が保証していない債権の取立てと同じ方法をもって債権の取り立てをなすものとする。

（２）協会は、家畜商組合が協会の保証にかかる債務の弁済期限到来の日又は期限の利益を失った日から起算して60日を経過した後においても、その債務の全部又は一部を履行しない場合であって、指定金融機関の代位弁済支払請求書（別紙様式）の提出があったときは、遅滞なく審査し、当該指定金融機関に対し、その保証に係る債務を弁済するものとする。

2 求償権の取得

協会は、その保証に係る債務を弁済した場合は、その時において、当該家畜商組合に対し、弁済した金額に相当する求償権を取得するものとする。

3 求償権の行使等

（１）協会は、2により求償権を取得した場合は、遅滞なく、その旨並びにその求償権の行使の時期及び方法を当該求償権に係る債務についての債務者、連帯保証人及び担保提出者に通知するとともに、当該求償権に係る償還計画を立てさせるものとする。

（２）協会は、保証債務の弁済によって取得した求償権について、指定金融機関と協力して回収に努めるものとする。

（３）協会は、代位弁済の額に相当する求償権の一部又は全部の回収を行った場合は、当該回収額から12分の10に相当する額を機構へ返還するものとする。

第7 その他債務保証及び代位弁済の実施に必要な事項

1 保証債務の弁済に係る違約金

協会は、指定金融機関に当該保証に係る債務を弁済した場合は、求償権の金額の残高に対し、当該債務者が納付を完了する日まで、国が定める特例基準割合に年7.3%を加算した割合の違約金を徴収するものとする。

2 管理業務等の委託

協会は、債務保証及び代位弁済に係る管理業務並びに第6の2により取得した求償権の行使を指定金融機関に委託することができるものとする。

第8 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

- (1) 家畜商組合は、債務保証に係る関係書類を他と明確に区分し整備保管するものとし、その保管期間は、この事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- (2) 協会は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、補助事業が完了した年度又は積立金を閉鎖した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

協会会長は、この実施要領に定めるもののほか、事業実施状況等について必要に応じ、家畜商組合に対して調査し又は報告を求めることができるものとする。

3 その他

協会会長は、この実施要領に定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする

附則

- 1 この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 本要領の制定に伴い、肉用牛導入資金保証基盤整備事業実施要領（平成16年1月5日付け16日畜協第6号。以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 この要領の制定前の旧要領に係る保証債務については、本要領に基づく保証債務とみなす。
- 4 この要領の制定前の旧要領第3の1の積立金については、平成22年度事業をもって閉鎖し、協会は旧要領第3の4の規定に基づき、積立金の補助金に相当する金額を機構に返還するものとする。
- 5 この要領の制定前の旧要領第12の規定については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 平成23年度に終了した事業については、この要領による改正前の肉用牛導入資金保証事業実施要領（平成23年4月15日付け23日畜協第37号）の第2の規定は、なお効力を有するものとする。

附則

- 1 この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成24年度に終了した事業については、この要領による改正前の肉用牛導入資金保証事業実施要領（平成23年4月15日付け23日畜協第37号）の第2の規定は、なお効力を有するものとする。

附則

- 1 この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日か

ら施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 平成 25 年度に終了した事業については、この要領による改正前の肉用牛導入資金保証事業実施要領（平成 23 年 4 月 15 日付け 23 日畜協第 37 号）の第 2 の規定は、なお効力を有するものとする。

附則

- 1 この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行する。

附則

- 1 この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 26 年度に終了した事業については、この要領による改正前の肉用牛導入資金保証事業実施要領（平成 23 年 4 月 15 日付け 23 日畜協第 37 号）の第 2 の規定は、なお効力を有するものとする。

附則

- 1 この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 27 年度に終了した事業については、この要領による改正前の肉用牛導入資金保証事業実施要領（平成 23 年 4 月 15 日付け 23 日畜協第 37 号）の第 2 の規定は、なお効力を有するものとする。

附則

- 1 この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 28 年度に終了した事業については、この要領による改正前の肉用牛導入資金保証事業実施要領（平成 23 年 4 月 15 日付け 23 日畜協第 37 号）の第 2 の規定は、なお効力を有するものとする。

附則

- 1 この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 29 年度に終了した事業については、この要領による改正前の肉用牛導入資金保証事業実施要領（平成 23 年 4 月 15 日付け 23 日畜協第 37 号）の第 2 の規定は、なお効力を有するものとする。

別表 1

補助対象経費	補助率
1 預託牛導入への債務保証 肉用子牛等の導入資金に係る保証債務の代位弁済額	代位弁済額の 10/12 以内 (ただし、補助上限額は 1,100 百万円とする。)

別表 2

別紙様式の名称及び様式番号

様式名	様式番号	
	当座貸越以外の貸付に係る債務保証	当座貸越に係る債務保証
債務保証依頼書	(別紙様式 1 号)	(別紙様式 12 号)
連帯保証書	別添資料 1-1	別添資料 12-1
購入済(購入予定)肉用子牛一覧	別添資料 1-2	別添資料 12-2
債務保証協議書	(別紙様式 2 号)	(別紙様式 13 号)
調査意見書	別添資料 2-1	別添資料 13-1
債務保証承諾書	(別紙様式 3 号)	(別紙様式 14 号)
債務保証書	(別紙様式 4 号)	(別紙様式 15 号)
貸付報告書	(別紙様式 5 号)	(別紙様式 16 号)
肉用子牛等購入実績報告書	(別紙様式 6 号)	(別紙様式 17 号)
債務保証内容変更願書	(別紙様式 7 号)	(別紙様式 18 号)
債務保証内容変更協議書	(別紙様式 8 号)	(別紙様式 19 号)
債務保証内容変更承諾書	(別紙様式 9 号)	(別紙様式 20 号)
債務保証内容変更書	(別紙様式 10 号)	(別紙様式 21 号)
代位弁済支払請求書	(別紙様式 11 号)	(別紙様式 22 号)
請求金額計算書	別添資料 11-1	別添資料 22-1
連帯保証人の状況明細書	別添資料 11-2	別添資料 22-2
担保物件明細書	別添資料 11-3	別添資料 22-3

(当座貸越以外の貸付に係る債務保証の様式)

(別紙様式1号)

債 務 保 証 依 頼 書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長 殿

(債務保証依頼人) 所在地
名 称
代表者

⑩

今般、下記借入資金につき貴協会の債務保証を願いたく、肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の(3)に基づき依頼いたします。

ご保証いただくに当たっては、貴協会の定款、業務方法書及び諸規程の定めるところに従い、必ず債務弁済の義務を履行いたします。

記

借入金融機関名	
借入金額	
保証金額	
借入金の使途	
借入期間	
弁済方法	
その他	

添付資料

別添資料1-1 連帯保証書

別添資料1-2 購入済(購入予定)肉用子牛等一覧

別添資料 1 - 2

購入済（購入予定）肉用子牛等一覧

平成 年 月 日

区 分	
購入済	
購入予定	

いずれかに○印を付す。

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長 殿

被保証人 住 所
名 称
代表者

㊟

家畜の 種 類	肥育、 繁殖、 経産牛 の 別	事 業 対 象	市場名			市場名			市場外取引			合 計	
			購入 年月	購入 頭数	購入 金額	購入 年月	購入 頭数	購入 金額	購入 年月	購入 頭数	購入 金額	購入 頭数	購入 金額
黒毛 和種				頭	千円		頭	千円		頭	千円	頭	千円
褐毛 和種													
その他 肉専用													
交雑種													
乳用種													
計													

注：1. 事業対象欄は、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付
け 22 農畜機第 4380 号）別添 3 の肉用牛流通促進対策事業の対象とする場合は
○印を付すこと。

2. 同一畜種内で肉用牛流通促進対策事業の対象のものと対象にならないものが
混在している場合は、対象になる頭数及び金額は上段に記入し、対象にならない
頭数・金額は下段（ ）書で記入すること。

(別紙様式2号)

債 務 保 証 協 議 書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長 殿

所在地
(金融機関) 名 称
代表者

印

下記貸付依頼の件は、調査の結果、貴協会の債務保証付貸付を適当と認められますので、審査の上、貴意を得たく肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の(3)に基づき調査意見書を添えて協議いたします。

貸 付 先 所 在 地	
貸 付 先 名 称	
貸 付 金 額	
保 証 金 額	
資 金 の 使 途	
貸 付 利 率	
貸 付 予 定 年 月 日	
弁 済 期 限	
貸 付 の 形 式	
弁 済 方 法	
連 帯 保 証 人	
担 保	
そ の 他 の 条 件	

添付資料

別添資料2-1 調査意見書

調 査 意 見 書

(金融機関) 所在地
 名 称
 代表者

⑩

平成 年 月 日 調

名 称	
代 表 者	
所 在 地	
事業所所在地	
上記組合の調査意見は下記のとおりです。	
営 業 状 況	
経 理 状 況	
納 税 状 況	
代表者及び常勤役員について	
事業について	
財務について	
連帯保証人（及び担保）について	
その他	
総合意見	

添付書類

金融機関が必要と認めて徴した書類の写。

(別紙様式 3 号)

債 務 保 証 承 諾 書

保証番号	—			
被保証人	名 称			
	所在地			
保 証 条 件		貸 付 条 件		償還方法
保証金額		借入金額		
保証期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	貸付期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
借入先金融 機 関 名	同 右	借入先金融 機 関 名		
連帯保証人等	同 右	連帯保証人等		
資金の用途	同 右	資金の用途		
保証料	年利 %	借入利率	年利 %	

平成 年 月 日付けでご依頼のあった債務保証については、肉用牛導入資金保証事業実施要領第 5 の 4 の (4) に基づき上記により承諾いたします。なお、この承諾書発行の日から 3 0 日以内に借入れが完了しないときは、この保証が無効となることがありますので申し添えます。

平成 年 月 日
所 在 地
(被保証人) 名 称
代 表 者

殿
一般社団法人 日本家畜商協会
会 長

(別紙様式4号)

債 務 保 証 書

保証番号	—			
被保証人	名称			
	住所			
	氏名			
保証条件		貸付条件		償還方法
保証金額			貸付金額	
保証期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	貸付期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
連帯保証人等	同 右	連帯保証人等		
資金の用途	同 右	資金の用途		
保証料	年利 %	貸付利率	年利 %	

平成 年 月 日付けでご協議のあった貸付債務については、肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の(4)に基づき上記により保証致します。ただし、本書発行の日から30日以内に貸付が行なわれなかったときは、この保証書は失効することがありますから申し添えます。

平成 年 月 日
所 在 地
(金融機関) 名 称
代 表 者

殿

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長

(別紙様式5号)

貸 付 報 告 書

保証番号	—			
被保証人	名称			償還計画・方法
	所在地			
保証条件		貸付条件		
保証金額	円	貸付金額	円	
保証期間		貸付期間		
連帯保証人等		連帯保証人等		
資金の用途		資金の用途		
保証料	年利 %	貸付利率	年利 %	
保証決定日	平成 年 月 日	貸付日	平成 年 月 日	
本件貸付を含む同人に対する貸付金現在残高 (当協会の債務保証に係るもの) 円				

上記のとおり債務保証付貸付を実行したので肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の(5)に基づき報告します。

平成 年 月 日

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長

殿
(金融機関) 所在地
名 称
代表者

㊞

(別紙様式6号)

肉用子牛等購入実績報告書

平成 年 月 日

保証番号	借入額	保証額
—	円	円
償還年月日	平成 年 月 日	

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長

殿

住所
被保証人 名称
代表者

印

上記の借入金による肉用子牛等購入の取引実績を肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の(6)に基づき報告します。

家畜の種類	肥育、繁殖、経産牛の別	事業対象	市場名			市場名			市場外取引			合計	
			購入年月	購入頭数	購入金額	購入年月	購入頭数	購入金額	購入年月	購入頭数	購入金額	購入頭数	購入金額
黒毛和種	肥育			頭	千円		頭	千円		頭	千円	頭	千円
褐毛和種													
その他肉専用													
交雑種													
乳用種													
小計													
黒毛和種	繁殖												
褐毛和種													
その他肉専用													
交雑種													
小計													
黒毛和種	経産牛												
褐毛和種													
その他肉専用													
交雑種													
小計													
合計													

借入金使用状況 (借入額 円—購入実績額 円—利息 円=残高 円)

- 注：1. 事業対象欄は、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号）別添3の肉用牛流通促進対策事業の対象とする場合又は対象とした場合は○印を付すこと。
2. 同一畜種内で肉用牛流通促進対策事業の対象のものと対象にならないものが混在している場合は、対象になる頭数及び金額は上段に記入し、対象にならない頭数・金額は下段（ ）書で記入すること。
3. 預託素牛を購入したことを証する書面（家畜市場への購入代金振込書等）の写しを添付すること。

(別紙様式7号)

債 務 保 証 内 容 変 更 願 書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長 殿

所在地
(組合名) 名 称
代 表 者 印

今般、下記債務保証による借入資金について、下記事由により当初の債務保証内容を変更したいので、肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の(7)に基づき願い出します。

記

被保証人	所在地			
	名 称			
	代 表 者			
保証決定年月日	平成 年 月 日	保証番号	—	
当初借入金額			現在借入残額	
	円		円	
変 更 事 項		変更前の表示	変更後の表示	
理由		連 帯 保証人		

(別紙様式 8 号)

債 務 保 証 内 容 変 更 協 議 書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長

殿

(金融機関) 所 在 地
名 称
代 表 者

Ⓜ

債務保証内容の変更について、被保証人と協議した結果、下記のとおり変更することが適当であると認められますので、ご承認下さるよう肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の(7)に基づき協議します。

なお、今回、変更事項以外の事項については当初の債務保証内容のとおりとします。

記

被保証人	所在地			
	名 称			
	代表者			
保証決定年月日	平成 年 月 日	保証 番 号	—	
当初貸付金額				現在貸付残額
円				円
変 更 事 項		変更前の表示		変更後の表示
理由				連 帯 保証人

(別紙様式9号)

債務保証内容変更承諾書

保証日付		平成 年 月 日		承認日付		平成 年 月 日	
保証番号	—	被 保 証 人	所在地				
			名 称				
当初借入金額						現在借入残額	
円						円	
変 更 事 項		変更前の表示			変更後の表示		

平成 年 月 日付けご協議の債務保証内容の変更については、肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の(8)に基づき上記のとおり承諾します。

平成 年 月 日

(被保証人) 所 在 地
名 称
代 表 者

殿

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長 印

(注) 今般、変更事項以外の事項については、全て当初の債務保証内容のとおりとします。

(別紙様式 10 号)

債 務 保 証 内 容 変 更 書

保証日付	平成 年 月 日		承認日付	平成 年 月 日	
保証番号	—	被 保 証 人	所在地		
			名 称		
当初貸付金額				現在貸付残額	
円				円	
変 更 事 項		変更前の表示		変更後の表示	

平成 年 月 日付けご協議の債務保証内容の変更については、肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の(8)に基づき上記のとおり承認します。

平成 年 月 日

(金融機関) 所在地
名 称
代 表 者

殿
一般社団法人 日本家畜商協会
会 長 印

(注) 今般、変更事項以外の事項については、全て当初の債務保証内容のとおりとします。

(別紙様式 11 号)

代 位 弁 済 支 払 請 求 書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長 殿

(金融機関) 所在地
名 称
代表者 ㊟

貴協会のご保証にかかる下記貸付金に関する債務については、最終弁済期限に支払がないので、貴協会の定めるところにより、代位弁済をお願いしたく、別紙計算書および証ひょう書類を添えて肉用牛導入資金保証事業実施要領第6の1の(2)に基づき請求いたします。

被保証人	所在地				
	名 称				
	代表者				
保証年月日	平成 年 月 日	貸付年月日	平成 年 月 日		
保証番号	—	最終弁済期日	平成 年 月 日		
貸付金額	円	弁済方法			
保証金額	円	貸付形式			
資金の用途		貸付利率	年利	%	
その他の条件					
代位弁済を受け るべき理由					
代位弁済を受け るべき金額	元 本 円	利 息 円	遅延損害金 円	合 計 (A) 円	請求額 (A×0.9) 円

- 別添資料 11-1 請求金額計算書
11-2 連帯保証人の状況明細書
11-3 担保物件明細書

請 求 金 額 計 算 書

区 分	請求額	計 算 の 基 礎
元 金	円	当初貸付額 円 回収額 円
利 息	円	平成 年 月 日から平成 年 月 日 (最終弁済期日)までの 日間 (年利 %の貸付利率による。) 利息総額 円 回収利息 円
遅 延 損害金	円	最終弁済期日の翌日 (平成 年 月 日) から 平成 年 月 日までの 日間 (年利 %の貸付利率による。)
合 計		¥ 円

連 帯 保 証 人 の 状 況 明 細 書

平成 年 月 日現在

連 帯 保証人	住 所	
	氏 名 (名称)	
職 業		
債務者との関係		
資 産		
負 債		
その他参考事項		

(注) 連帯保証人 2 名以上のときは各人ごとに別紙に記載すること。

担 保 物 件 明 細 書

平成 年 月 日現在

物件の表示		
物件の所在地		
物件の見積価格		
物件の使用 者または 管理者	住 所	
	氏 名 (名称)	
物件に対する 権利者の状態		
その他参考事項		

(注) 物件の単位ごとに別紙に記載する。

(当座貸越に係る債務保証の様式)
(別紙様式 12 号)

債務保証依頼書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長 殿

(債務保証依頼人) 所在地
名 称
代表者

㊞

今般、下記による借入金につき貴協会の債務根保証を願いたく、肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の(3)に基づき依頼いたします。

ご保証いただくに当たっては、貴協会の定款、業務方法書及び諸規程の定めるところに従い、必ず債務弁済の義務を履行いたします。

記

<債務者の借入金>

借入金融機関名	
借入金	(例)債務者と上記金融機関との間の平成 年 月 日付け当座貸越契約書にもとづき貸越極度額金 円の範囲内において債務者が上記金融機関に対して現在及び将来において負担する一切の借入金
借入金の用途	
取引期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
弁済方法	
その他	

<貴協会に依頼する根保証契約の内容>

極度額 (民法 465 条の 2 第 1 項に定める内容としての極度額)	金 円
保証期間 元本確定期日	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 平成 年 月 日

添付資料

- 別添資料 21-1 連帯保証書
- 別添資料 21-2 購入済(購入予定)肉用子牛等一覧

- *元本確定期日は保証期間の最終日の翌日とします。
- *根保証の極度額は貸越極度額の90%で計算します。

*民法 465 条の 2 第 1 項

「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務(以下「貸金等債務」という。)が含まれるもの(保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。」

連 帯 保 証 書

一般社団法人日本家畜商協会 御中

私共連帯保証人は、家畜商業協同組合が貴協会に対して、平成 年 月 日付け債務保証依頼書及び平成 年 月 日付け債務保証承諾書に基づき負担する求償債務であって、かつ、同組合が下記根保証契約の保証人としての貴協会に対して負担する求償債務につき、各自貴協会に対し、同組合と連帯して保証します。

記

(債権者と貴協会との間の根保証契約の内容)

締結日(債務保証書の発行日) 平成 年 月 日

債権者 銀行

主債務者 家畜商業協同組合

被担保債権の範囲 (例)主債務者と債権者との間の平成 年 月 日付け当座貸越契約にもとづき貸越極度額金 円の範囲内において債務者が債権者に対して現在及び将来において負担する一切の借入金債務

保証期間 平成 年 月 日乃至平成 年 月 日

元本確定期日 平成 年 月 日

極度額(民法 465 条の 2 第 1 項に定める内容としての極度額)
金 千円

*民法 465 条の 2 第 1 項

「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務(以下「貸金等債務」という。)が含まれるもの(保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。」

平成 年 月 日

連帯保証人	住所	氏名	Ⓜ
連帯保証人	住所	氏名	Ⓜ
連帯保証人	住所	氏名	Ⓜ
連帯保証人	住所	氏名	Ⓜ

購入済（購入予定）肉用子牛等一覧

平成 年 月 日

区 分	
購入済	
購入予定	

いずれかに○印を付す。

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長 殿

被保証人 住 所
名 称
代表者 ⑩

家畜の 種 類	肥育、 繁殖、 経産牛 の 別	事 業 対 象	市場名			市場名			市場外取引			合 計	
			購 入 年 月	購 入 頭 数	購 入 金 額	購 入 年 月	購 入 頭 数	購 入 金 額	購 入 年 月	購 入 頭 数	購 入 金 額	購 入 頭 数	購 入 金 額
黒毛 和種				頭	千円		頭	千円		頭	千円	頭	千円
褐毛 和種													
その他 肉専用													
交雑種													
乳用種													
計													

- 注：1. 事業対象欄は、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号）別添3の肉用牛流通促進対策事業の対象とする場合は○印を付すこと。
2. 同一畜種内で肉用牛流通促進対策事業の対象のものと対象にならないものが混在している場合は、対象になる頭数及び金額は上段に記入し、対象にならない頭数・金額は下段（ ）書で記入すること。

(別紙様式 13 号)

債 務 保 証 協 議 書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長 殿

所在地
(金融機関) 名 称
代表者 ⑩

下記貸付依頼の件は、調査の結果、貴協会の債務保証付貸付を適当と認められますので、審査の上、貴意を得たく肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の(3)に基づき調査意見書を添えて協議いたします。

貸 付 先 所 在 地	
貸 付 先 名 称	
借 入 金	(例)被保証人と当金融機関との間の平成 年 月 日付け当座貸越契約書にもとづき貸越極度額金 円の範囲内において債務者が当金融機関に対して現在及び将来において負担する一切の借入金
資 金 の 使 途	
貸 付 利 率	
取 引 期 間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
貸 付 の 形 式	
弁 済 方 法	
連 帯 保 証 人 等	
担 保	
そ の 他 の 条 件	

< 貴協会に協議する根保証契約の内容 >

極 度 額 (民法 465 条の 2 第 1 項に定める内容としての極度額)	金 円
保 証 期 間 元 本 確 定期 日	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 平成 年 月 日

添付資料

別添資料 13-1 調査意見書

*元本確定期日は保証期間の最終日の翌日とします。

*根保証の極度額は貸越極度額の90%で計算します。*民法 465 条の 2 第 1 項

「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるもの（保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。」

調 査 意 見 書

(金融機関) 所在地
名 称
代表者

印

平成 年 月 日調

名 称	
代 表 者	
所 在 地	
事業所所在地	
上記組合の調査意見は下記のとおりです。	
営 業 状 況	
経 理 状 況	
納 税 状 況	
代表者及び常勤役員について	
事業について	
財務について	
連帯保証人（及び担保）について	
その他	
総合意見	

添付書類

金融機関が必要と認めて徴した書類の写。

(別紙様式 14 号)

債 務 保 証 承 諾 書

保証番号	—			
被保証人	名 称			
	所在地			
保 証 条 件		貸 付 条 件		償還方法
極度額 (民法 465 条の 2 第 1 項に定める内容としての極度額)	金 円	借入金	(例)債務者と下記金融機関との間の平成 年 月 日付け当座貸越契約書にもとづき貸越極度額金 円の範囲内において債務者が下記金融機関に対して現在及び将来において負担する一切の借入金	
保証期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	取引期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
元本確定期日	平成 年 月 日			
借入先金融機関名	同 右	借入先金融機関名		
連帯保証人等	同 右	連帯保証人等		
資金の用途	同 右	資金の用途		
保証料	年利 %	借入利率	年利 %	

平成 年 月 日付けでご依頼のあった債務保証については、肉用牛導入資金保証事業実施要領第 5 の 4 の (4) に基づき上記により承諾いたします。

* 民法 465 条の 2 第 1 項

「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるもの（保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。」

平成 年 月 日
所在地
(被保証人) 名 称
代 表 者 殿

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長

(別紙様式 15 号)

債 務 保 証 書

保証番号	—			
被保証人	名 称			
	住 所			
	氏 名			
保証条件		貸付条件		償還方法
極度額 (民法 465 条の 2 第 1 項に定める内容としての極度額)	金 円	借入金	(例)被保証人と当金融機関との間の平成 年 月 日付け当座貸越契約書にもとづき貸越極度額金 円の範囲内において債務者が当金融機関に対して現在及び将来において負担する一切の借入金	
保証期間 元本確定期日	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 平成 年 月 日 (元本確定期日の午前零時に本保証書における借入金の元本が確定するものとする。)	取引期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
連帯保証人等	同 右	連帯保証人等		
資金の用途	同 右	資金の用途		
保証料	年利 %	貸付利率	年利 %	

平成 年 月 日付けでご協議のあった貸付債務については、肉用牛導入資金保証事業実施要領第 5 の 4 の (4) に基づき上記により保証致します。

*民法 465 条の 2 第 1 項

「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるもの（保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。」

平成 年 月 日
所在地
(金融機関) 名称
代表者 殿

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長

(別紙様式 16 号)

貸 付 報 告 書

保証番号	—			
被保証人	名称			
	所在地			
保証等の条件				
保証条件		貸付条件		償還方法
極度額 (民法 465 条の 2 第 1 項に定め る内容としての 極度額)	金 円	借入金	(例)被保証人と当金融機と の間の平成 年 月 日付 け当座貸越契約書にもとづ き貸付極度額金 円の範囲 内において債務者が当金融 機関に対して現在及び将来 において負担する一切の借 入金	
保証期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	取引期間		
元本確定期日	平成 年 月 日			
連帯保証人等		連帯保証人等		
資金の用途		資金の用途		
保証料	年利 %	貸付利率	年利 %	
保証決定日	平成 年 月 日	貸付日	平成 年 月 日	
個別の貸付状況				
貸付日	弁済期日	貸付金額		
平成 年 月 日	平成 年 月 日	円		
本件貸付を含む同人に対する貸付金現在残高 (当協会の債務保証に係るもの)				
円				

上記のとおり債務保証付貸付を実行したので、肉用牛導入資金保証事業実施要領第 5 の 4 の (5) に基づき報告します。

*民法 465 条の 2 第 1 項

一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約 (以下「根保証契約」という。) であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務 (以下「貸金等債務」という。) が含まれるもの (保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。) の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。」

平成 年 月 日
一般社団法人 日本家畜商協会
会 長

殿

所在地
(金融機関) 名称
代表者

㊞

(別紙様式 17 号)

肉用子牛等購入実績報告書

平成 年 月 日

保証番号	借入額	保証額
—	円	円
償還年月日	平成 年 月 日	

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長 殿

住 所
被保証人 名 称
代表者

⑩

上記の借入金による肉用子牛等購入の取引実績（平成 年 月 日～平成 年 月 日）を肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の（6）に基づき報告します。

家畜の種類	肥育、繁殖、経産牛の別	事業対象	市場名			市場名			市場外取引			合 計	
			購入年月	購入頭数	購入金額	購入年月	購入頭数	購入金額	購入年月	購入頭数	購入金額	購入頭数	購入金額
黒毛和種	肥育			頭	千円		頭	千円		頭	千円	頭	千円
褐毛和種													
その他肉専用													
交雑種													
乳用種													
小 計													
黒毛和種	繁殖												
褐毛和種													
その他肉専用													
交雑種													
小 計													
黒毛和種	経産牛												
褐毛和種													
その他肉専用													
交雑種													
小 計													
合 計													

借入金使用状況（借入額 円—購入実績額 円—利息 円=残高 円）

- 注：1. 事業対象欄は、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号）別添3の肉用牛流通促進対策事業の対象とする場合又は対象とした場合は○印を付すこと。
2. 同一畜種内で肉用牛流通促進対策事業の対象のものと対象にならないものが混在している場合は、対象になる頭数及び金額は上段に記入し、対象にならない頭数・金額は下段（ ）書で記入すること。
3. 預託素牛を購入したことを証する書面（家畜市場への購入代金振込書等）の写しを添付すること。

(別紙様式 18 号)

債 務 保 証 内 容 変 更 願 書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長 殿

所在地
(組合名) 名 称
代表者 ⑩

今般、下記債務保証による借入資金について、下記事由により当初の債務保証内容を変更したいので肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の(7)に基づき願い出します。

記

被保証人	所在地			
	名 称			
	代 表 者			
保証決定年月日	平成 年 月 日	保証番号	—	
当初極度額				現在極度額
円				円
変 更 事 項		変更前の表示		変更後の表示
理由			連 帯 保証人	

(別紙様式 19 号)

債務保証内容変更協議書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長

殿

所在地
(金融機関) 名 称
代表者

印

債務保証内容の変更について、被保証人と協議した結果、下記のとおり変更することが適当であると認められますので、ご承認下さるよう肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の(7)に基づき協議します。

なお、今回、変更事項以外の事項については当初の債務保証内容のとおりとします。

記

被保証人	所在地			
	名 称			
	代表者			
保証決定年月日	平成 年 月 日	保証番号	—	
当初極度額				現在極度額
円				円
変 更 事 項		変更前の表示		変更後の表示
理由			連 帯 保証人	

(別紙様式 20 号)

債 務 保 証 内 容 変 更 承 諾 書

保証日付		平成 年 月 日		承認日付		平成 年 月 日	
保証番号	—	被 保 証 人	所在地				
			名 称				
当初極度額						現在極度額	
円						円	
変 更 事 項			変更前の表示			変更後の表示	

平成 年 月 日付けご協議の債務保証内容の変更については、肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の(8)に基づき上記のとおり承諾します。

平成 年 月 日
所在地
(被保証人) 名 称
代表者

殿

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長 印

(注) 今般、変更事項以外の事項については、全て当初の債務保証内容のとおりとします。

(別紙様式 21 号)

債 務 保 証 内 容 変 更 書

保証日付		平成 年 月 日		承認日付		平成 年 月 日	
保証番号	—	被 保 証 人	所在地				
			名 称				
当初極度額						現在極度額	
円						円	
変 更 事 項			変更前の表示			変更後の表示	

平成 年 月 日付けご協議の債務保証内容の変更については、肉用牛導入資金保証事業実施要領第5の4の(8)に基づき上記のとおり承認します。

平成 年 月 日
所在地
(金融機関) 名 称
代表者

殿
一般社団法人 日本家畜商協会
会 長 印

(注) 今般、変更事項以外の事項については、全て当初の債務保証内容のとおりとします。

(別紙様式 22 号)

代 位 弁 済 支 払 請 求 書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本家畜商協会
会 長

殿

所在地
(金融機関) 名 称
代表者

印

貴協会のご保証にかかる下記貸付金に関する債務については、最終弁済期限に支払がないので、貴協会の定めるところにより、代位弁済をお願いしたく、別紙計算書および証ひょう書類を添えて肉用牛導入資金保証事業実施要領第6の1の(2)に基づき請求いたします。

被保証人	所在地				
	名 称				
	代表者				
当初の保証等の条件					
保証年月日	平成 年 月 日	取 引 期 間	自平成 年 月 日		
保証番号	—		至平成 年 月 日		
貸付金額	円	弁 済 方 法			
極 度 額	円	貸 付 形 式			
資金の用途		貸 付 利 率	年 利	%	
その他の条件					
代位弁済を受け るべき理由					
代位弁済対象貸付金の状況					
貸 付 日	弁 済 期 日		貸 付 金 額		
平成 年 月 日	平成 年 月 日		円		
平成 年 月 日	平成 年 月 日		円		
平成 年 月 日	平成 年 月 日		円		
代位弁済を 受けるべき 金額	元 本 円	利 息 円	遅延損害金 円	合 計 (A) 円	請 求 額 (A×0.9) 円

- 別添資料 22-1 請求金額計算書
22-2 連帯保証人の状況明細書
22-3 担保物件明細書

請求金額計算書

区分	請求額	計算の基礎
元 金	円	当初貸付額 円 回収額 円
利 息	円	平成 年 月 日から平成 年 月 日（最終弁済期日） までの 日間（年利 %の貸付利率による。） 利息総額 円 回収利息 円
遅 延 損害金	円	最終弁済期日の翌日（平成 年 月 日）から 平成 年 月 日までの 日間（年利 %の貸付利率によ る。）
合 計		¥ 円

連帯保証人の状況明細書

平成 年 月 日現在

連帯 保証人	住所	
	氏名 (名称)	
職 業		
債務者との関係		
資 産		
負 債		
その他参考事項		

(注) 連帯保証人2名以上のときは各人ごとに別紙に記載すること。

担 保 物 件 明 細 書

平成 年 月 日現在

物件の表示		
物件の所在地		
物件の見積価格		
物件の使用 者または管 理者	住 所	
	氏 名 (名称)	
物件に対する 権利者の状態		
その他参考事項		

(注) 物件の単位ごとに別紙に記載する。